

岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金交付要綱

平成31年4月26日制定

令和5年4月1日改正

令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、もって誰もが安心・安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進するため、予算の範囲内において岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可(業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付すものを除く。)を受けて当該事業を経営する者
- (2) ユニバーサルデザインタクシー その仕様について標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(改正 令和6年4月1日国自旅第439号)に基づき国土交通大臣の認定を受けたユニバーサルデザインタクシー

(補助事業)

第3条 補助金の交付となる対象の事業(以下「補助事業」という。)は、タクシー事業者が当該運送事業を行う上で使用するユニバーサルデザインタクシーを購入する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、ユニバーサルデザインタクシーを配置する営業所を岡山市内に有し、及び岡山市内を営業区域とするタクシー事業者、又はこのタクシー事業者に当該運送事業の用に供する車両を貸与する事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を完納していない者は、補助事業者としない。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算出にあたって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、ユニバーサルデザインタクシーの購入費用に限る。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の額で、車両1台当たりの補助上限額は、30万円とする。

(申請書の添付書類)

第7条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者が営む主な事業を記載した書類

- (2) ユニバーサルデザインタクシーを導入する効果を記載した書類
 - (3) 経費の内訳を記載した書類
 - (4) ユニバーサルデザインタクシーの導入又は貸与実績を記載した書類
 - (5) 購入しようとする車両の仕様書
 - (6) 購入しようとする車両の見積書
- (実績報告の添付書類)

第8条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約書の写し
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 自動車検査証の写し
 - (4) 導入した車両の写真
- (財産処分制限)

第9条 規則第24条第2号に規定する機械及び重要な器具で市長が定めるものは、ユニバーサルデザインタクシーとする。

2 規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行し、平成31年度補助金から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度補助金から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度補助金から適用する。